

【参考書式第1号】

立地企業（矢巾町大字東徳田、間野々地区）募集に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、矢巾町が実施する立地企業（矢巾町大字東徳田、間野々地区）募集を経てをに立地するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（計画の実現）

- 第1条 乙は、矢巾町が実施する立地企業（矢巾町大字東徳田、間野々地区）募集要項（以下「要項」という。）に基づき、甲に提出した事業計画書等の記載内容（以下「計画等」という。）の実現に向け、甲と協議し、関係機関等と必要な諸手続を行い、甲は、乙の計画等の実現のため、誠意をもって協力するものとする。
- 2 乙は、経済社会の変動、不測の事故等により計画等に変更が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、甲と協議するものとする。

（雇用の確保等）

- 第3条 乙は、雇用、施設整備、物品調達に際して、盛岡広域市町を優先するよう努めるものとする。

（管理）

- 第4条 乙は、計画等の実現のため、要項に基づく立地企業募集区画を所有した場合は、適切に管理するものとする。

（協定の失効）

- 第5条 乙が次のいずれかに該当することとなった場合には、この協定は失効するものとする。
- (1) 乙が甲に提出した応募書類及び計画等の全部又は一部に虚偽があると認められるとき。
 - (2) 経済社会の変動、不測の事故等により、乙が甲に対し協定の失効の申出を行い、甲がその申出をやむを得ないと認め了承したとき。
 - (3) 町が、協定締結の失効が適切と判断したとき。
- 2 前項の定めによるこの協定の失効に伴い、甲が被った損害は、甲は乙に対し、その賠償を求めることがある。

（協定の存続期間）

- 第6条 この協定の存続期間は、前条第1項の定めによるこの協定の失効の場合を除き、乙が立地後に事業を開始する日までとする。

（信義誠実）

- 第7条 甲、乙は、信義に従い、誠実にこの協定に定める各事項を履行しなければならない

い。

(協議)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町

代表者 矢巾町長

印

乙

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

(代表者氏名) 印